

山口県公共事業評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 山口県(以下「県」という。)が実施する公共事業の効率性と透明性の向上を図るため、山口県公共事業評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、山口県知事(以下「知事」という。)の委嘱に基づき、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 各公共事業所管部局の再評価及び事後評価の実施状況の報告を受けること。
- (2) 県が再評価を実施したすべての事業を審議し、知事に意見を述べること。
- (3) 県が事後評価を実施したすべての事業を審議し、知事に意見を述べること。

(組織)

第3条 委員は、公共事業の推進に識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

2 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠として委嘱された委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、再委嘱することができる。

5 委員会で、専門の事項を審議させるために必要があるとき、知事は臨時の委員を委嘱することができる。

6 臨時の委員の任期は、専門の事項の審議が終了するまでとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(県以外の事業者との調整)

第6条 県が実施する公共事業と県以外の事業者(以下「その他事業者」という。)が実施する公共事業を一連の事業として再評価及び事業評価することが適当と認められる場合には、県とその他事業者が協議の上、実施するものとする。

2 市町等が、市町等が実施する公共事業の再評価及び事後評価に関する審議を要請したときは、委員会は、当該事業に関する審議を行い、市町等の長に意見を述べることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、土木建築部技術管理課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成10年10月30日から施行する。

2 山口県ダム事業評価検討委員会設置要綱は廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年8月5日から施行する。